

Info.

県からのお知らせ

特定非営利活動  
促進法（NPO法）  
が改正されました

平成23年6月に「特定非営利活動促進法の一部を改正する法律」（平成23年法律第70号）が成立し、平成24年4月から施行されます。主な改正点は以下のとおりです。

NPO法人制度の改正

活動分野の追加

これまでの17の活動分野に加え、次の3種類の活動が追加されます。

- ・「観光の振興を図る活動」
- ・「農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動」
- ・「法第2条別表各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動」

手続の簡素化・柔軟化

①所轄庁への届出のみで定款の変更を行うことができる場合（軽微な変更）として、新たに次の事項が追加されます。

- ・ 役員の定数
- ・ 会計に関する事項
- ・ 事業年度
- ・ 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものを除く。）

②社員総会の決議について、書面等による決議が可能になります。

社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなすことができます。  
※ 議事録の作成は必要です。

③解散公告が簡素化されます。

解散時における官報への公告について、これまでは最低3回行う必要がありました。しかし、「少なくとも1回」になります。

会計の明確化

「収支計算書」が「活動計算書」になります。

NPO法人が作成すべき会計書類のうち、「収支計算書」が、活動に係る事業の実績を表示する「活動計算書」に変わります。  
※ 当分の間は、「収支計算書」を提出することができます。

情報開示の充実

主たる事務所に加え、その他の事務所でも原則として事業報告書の閲覧をさせることになります。

認定NPO法人制度の改正

認定制度

これまで租税特別措置法に規定されていた認定NPO法人制度（※）が、NPO法の中に盛り込まれます。

※ 認定NPO法人制度  
NPO法人への寄付を促す制度。認定NPO法人になると、寄附者に対する税制上の優遇措置などがあります。

認定基準の緩和

認定要件である「パブリックサポートテスト（PST）（※）の緩和

これまでは、「NPO法人の経常収入金額のうち、5分の1以上が寄附金等収入金額であること」が認定要件の一つでしたが、この基準のほかに「30000円以上の寄付者が100人以上いること」という新しい基準が追加されました。

※ PST  
NPO法人が広く市民からの支援を受けているかどうかを判定するための基準。

仮認定制度の導入

NPO法人のスタートアップ支援として、設立後5年未満のNPO法人を対象に、仮認定制度（PST基準が免除）が導入されます。

- ※1 仮認定を受けることができるのは1回（3年間）のみです。
- ※2 経過措置として、法施行後3年間は、設立後5年超のNPO法人も仮認定を受けられます。

所轄庁の変更

①岩手県内のみ事務所を置くNPO法人

これまでと変更ありません。（広域振興局又は市町村）

②複数の都道府県に事務所を置くNPO法人

内閣府から、主たる事務所の所在地の都道府県（本県では広域振興局）に変更されます。

③認定NPO法人

国税庁から、都道府県（本県ではNPO・文化国際課）に変更されます。

法律の改正等の内容については、内閣府のホームページをご確認ください。

[https://www.npo-homepage.go.jp/about/201204\\_kaisei.html](https://www.npo-homepage.go.jp/about/201204_kaisei.html)



お問い合わせ先

岩手県政策地域部NPO・文化国際課  
〒020-8570  
盛岡市内丸10-1  
TEL: 019-6229-5199  
FAX: 019-6229-5339  
E-mail: FA0042@pref.iwate.jp